

武豊町災害対応マニュアル

(令和5年2月改訂)

第1編 総則

第1章 本マニュアルの目的、時期区分、施行と改正

1 目的

本町の災害対応における災害対策本部の体制並びに各組織及び機能毎の行動の準拠を定める。

2 時期区分(大規模災害発生時)

武豊町地域防災計画－地震・津波災害対策計画－(以下「町地域防災計画」という。)第1編第4章第1節「防災の基本理念」参照

武豊町業務継続計画(以下「町BCP」という。)
「2.3.1非常時優先対象期間の設定」参照

3 見直し及び改正

本マニュアルは、毎年1回、定期(4月)に見直し及び改正を実施するほか、職員訓練や町防災訓練等の教訓を踏まえ適時に見直しを実施し改正する。

第2章 災害対策本部の設置・運営

第1節 災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置基準、体制の区分等

町地域防災計画第3編第1章第1節「災害対策本部の設置・運営」参照

町BCP「2.4.1災害対策本部の設置基準、体制の区分」参照

2 災害対策本部設置当初の運営要領

M101「災害対策本部設置当初の運営マニュアル」

第2節 基本体制

町地域防災計画第3編第1章第1節「災害対策本部の設置・運営」参照

町BCP「2.4.1災害対策本部の設置基準、体制の区分」参照

第3節 初動任務体制(勤務時間外に発災した場合)

1 全般、職員の自動参集、受付及び初動任務付与

町BCP「2.4.2地震時における初動任務体制」参照

★M102「自動参集時の受付・初動任務付与マニュアル」

2 当直者(事務委託)の行動

(1)本町に震度5弱以上の地震が発生した場合、当直者の1名は、庁舎を安全確認

(2)他の1名は、庁舎に特段倒壊がない場合、庁舎入口を開扉後、防災センターで通信を確保

(3)当直者は、登庁した参集職員に状況を申し送るとともに、その活動を補佐

第4節 体制の見直し、変更

1 初動任務体制から基本体制への移行等

勤務時間外に発災した場合の災害対策本部初動任務体制は、初動任務の遂行状況、職員の参集状況等を踏まえ、原則として本部事務局長の判断により基本体制に移行、事後の体制も適時見直し・変更

2 非常時優先業務及び業務開始目標時間の設定

町BCP「2.3非常時優先業務の整理」参照

第5節 災害対策本部の配置、施設の運用

1 役場

区 分		配 置
本部事務局	総括班、対策班、情報班	防災センター
	即動班、区連絡員、避難所担当職員	防災交通課(待機場所)
	仮眠・休憩室	食堂
各 部 等		各 部 等
その他	災害対策本部会議(防災センター以外)	第1会議室
	記者会見場	全員協議会室
	自衛隊・消防等連絡要員、応援職員等	第2・3・4会議室
	罹災証明発行窓口	第5・6会議室
	職員臨時育児所	地下会議室

2 施設の運用

施設の運用(目的区分別/管理区分別)：別紙1

第6節 会議等

1 部課長会議等の開催

町地域防災計画第3編第1章第1節(3)項「部課長会議の開催」のほか、細部は下記のとおり。

種 類		目 的	時期(基準)	参加者	場 所
部課長会議	定例会議	・町災害応急対策方針等重要事項の決定	朝夜×各1回定時に実施	本部長、副本部長、部課長、本部事務局員等	防災センター又は第1会議室
	臨時会議	・情報共有、意見交換	臨機に実施		
調整会議		・情報交換、意見交換 ・町災害応急対策方針等重要事項の準備	部課長会議前等に必要に応じ実施	関係部課長所定	関係部課長所定

2 定例会議の実施要領

(1) 実施時期及び会議資料の準備(一例)

区 分	実施時期	会議資料の提出	備 考
朝の定例会議	10時	各部課等は8時現在の状況を整理して9時までに総括班に提出	各部署等は別紙5「町全般状況一覧表」記載用紙、所要会議資料及び数値等入力データ等提出
夜の定例会議	19時	各部課等は17時現在の状況を整理して18時までに総括班に提出	

(2) 会議の進行(一例)

	次 第	担 当	コンテンツ例
1	最新の気象・地震等	防災交通課	気象予警報、今後の余震、津波の予測
2	町全般状況	各担当課	別紙5「町全般状況一覧表」中、特記事項報告
3	役場 現況	職員	業務対応可能職員数、要治療・応援・派遣職員
4		管理施設	施設損傷・インフラ環境・機能制約・修復見積
5		物資・機材	当該担当課
6	当面の懸案・対策	当該担当課	
7	今後の方針	防災交通課	

第7節 本部長職務代理の順位等

町BCP「2.4.4指揮命令系統及び職務代行」参照

第8節 災害対策本部組織・職員の識別

災害対策本部組織・職員の識別要領 : 別紙2

第9節 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

町地域防災計画第2編第13章「南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応」参照

第3章 関係機関等との連携

1 全般

町は、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等と平素から密接な協力体制を確立し、発災時にはこれら関係機関等と速やかに連携して、情報を共有するとともに必要な協力・支援の獲得等防災活動の充実を図る。

2 各機関等の主要活動内容、災害対策本部連絡窓口等

機 関 等	主要活動内容等	災対本部連携窓口	備 考	
町内公共的団体	各区自主防災会	被災者救出、初期消火、避難所運営等	・全般は本部事務局 ・避難所は健康福祉部	細部:第3項
	社会、福祉団体	災害時協定に基づく活動等	・健康福祉部	防災ボランティアの活動内容:第4項
	産業経済、建設関係団体	協定に基づく活動等	・生活経済部 ・建設部	
	危険物施設の管理者	危険物に関する情報速報、安全化等	・本部事務局	
	地域水門操作員	水門等閉鎖	・本部事務局	
	消防団	水門等閉鎖、消火、人命救助等	・本部事務局	
消 防	消火、救急、人命救助等	・本部事務局		
警 察	治安、交通、人命救助等	・本部事務局		
自衛隊	要請に基づく人命救助、応急復旧、生活支援等	・本部事務局		
上記以外の防災関係機関	所掌業務	・全般は本部事務局 ・機能毎は各部		

防災関係事業者等と災対本部窓口一覧表 : 別紙3

3 各区自主防災会の当初の活動等

(1) 地震災害時の活動

	災害時の状況	自主防災組織に期待される活動・役割
発生前		<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災知識の普及 ○ 防災訓練の実施、資機材等の整備 ○ 災害危険箇所、災害時要援護者の把握等
発生直後	<p style="text-align: center;">～ 災害発生直後 ～</p> <p>地域で救援活動に当たる人も含めて、</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自身と家族の安全確保 ○ 近隣での助け合い(出火防止、初期消火、救助等) ○ 津波からの迅速な避難誘導
数時間後	<p>大部分の人が被災者であり、生命の危機・生活環境等の破壊に対し、自助と地域住民の共助が中心となる。</p> <p style="text-align: center;">～ 災害発生から数日間 ～</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安否や被害についての情報収集 ○ 初期消火活動 ○ 救出活動、負傷者の手当・搬送 ○ 住民の避難誘導活動 ○ 災害時要援護者の避難支援
数日後	<p>行政や公的機関による緊急対応や地域住民と自主防災組織としては、初動対応となる消火、避難、救出・救護、給食・給水等を実施する時期となる。また、外部から様々な支援活動、人材、支援物資が入ってくる時期でもある。(地域性や災害の規模によって外部からの支援時期は異なる。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所運営 ○ 自治体および関係機関の情報伝達 ○ 他団体等への協力要請 ○ 物資配分、物資需要の把握 ○ 炊き出し等の給食・給水活動 ○ 防疫対策、し尿処理 ○ 避難中の自警(防犯)活動 ○ 災害時要支援者への配慮 ○ ボランティア活動のニーズの把握

(2) 風水害時の活動

	災害時の状況	自主防災組織に期待される活動・役割
災害発生前	<p>ラジオ・テレビなどの気象情報に注意し、避難準備情報や避難勧告・指示に備えて行動する。</p> <p>また、地域の災害状況(水位、土砂災害の前兆現象)に注意する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ※ 早期の情報伝達・事前行動が必要 ※ 土砂災害の前兆現象などに注意し、異常があれば自主避難するとともに、町に通報する。 ○ 住民への避難の呼びかけ ○ 土嚢積み等、被害を抑える行動 ○ 災害時要援護者の避難支援
災害発生直後	<p>早期に避難を完了し、避難所等での安否確認等を実施する時期である。</p> <p>また状況に応じて、水防活動、救出・救護を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ※ 被害を抑えるための行動と避難所運営 ○ 水防活動 ○ 安否や被害についての情報収集 ○ 救出活動 ○ 負傷者の手当・搬送 ○ 避難所運営

(3) 役場との連絡

各区自主防災会に区連絡員(防災行政無線機を携行した職員)を派遣し、災害対策本部と各区自主防災会との連絡を確保する。

4 防災ボランティアの当初の活動等

区分		当初の活動	備考
防災ボランティアの会	災害ボランティアコーディネーター部会	○武豊町地域ボランティア支援本部(ボランティアセンター、以下「ボラセン」と呼称、場所:中央公民館)の開 設支援における中核として活動	細部は各区 自主防災会 及び防災ボラ ンティアの会 の計画による。
	その他の部会	○各区自主防災会の防災リーダーとして活動 又は ○ボラセンで任務受領	
その他の町内 ボランティア	防災リーダー	○ボラセンで任務受領(ボラセン支援等) 又は ○各区自主防災会の一員として活動	
	災害ボランティアコーディネーター	○ボラセンで任務受領 又は ○各区自主防災会の一員として活動	
	その他	○ボラセンで任務受領 又は ○各区自主防災会の一員として活動	
町外からの支援ボランティア		○ボラセンで任務受領	

第4章 全般態勢の推移(大規模災害発生時)

町BCP「1.3業務継続計画策定の効果 図1-3発災後に市町村が実施する業務の推移」参照

第5章 報告

1 全般

災害対策本部長の状況判断に資するため、緊急情報の速達、町全般状況の適時の把握・報告を重視して報告業務を実施する。

2 緊急情報の速達

M131「情報収集・伝達マニュアル」に基づき、災害情報の緊急度を適切に判断して、報告及び無線機使用統制に従い緊急情報の速達を図る。

★M131「情報収集・伝達マニュアル」

3 各地域・施設・機能等毎の状況の把握・報告

M131「情報収集・伝達マニュアル」、M411「武豊町避難所運営マニュアル」その他の機能別マニュアルに基づき、各地域・施設・機能等毎の状況を把握し報告を実施する。

4 町全般状況の把握・報告

災害対策本部各組織は、所掌事務に関わる町の全般状況を把握・整理して、次により報告する。

(1) 報告内容及び担任

町全般状況一覧表：別紙4

(2) 報告時期

別に指示がある場合のほか、次により定時に総括班に報告する。

ア 8時現在の状況を整理して9時までに報告

イ 17時現在の状況を整理して18時までに報告

5 町全般状況一覧表の承認、伝達、情報共有

総括班は、別紙4「町全般状況一覧表」を本部長に報告して承認を受ける。

承認を受けた別紙4「町全般状況一覧表」は、防災センターに掲示するとともに、デスクネットにより情報共有を図る。災害対策本部会議や防災機関、報道機関等の関係機関との連絡において活用する。

6 県等の関係機関への報告

総括班は、愛知県地域防災計画附属資料第 12 防災関係機関の連絡先、報告様式等「2 報告様式・報告要領等」に基づき、報告する。

その他の県及び関係機関への報告は、それぞれの様式に基づき、窓口担当の各部課・班が実施する。
「災害発生状況等(速報・確定報告)」に関するデータ提供担当一覧表 : 別紙5